

平成22年度 新上五島町行政評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新上五島町行政評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成22年度事務事業評価及び基本事業評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価対象)

第2条 本年度は、事務事業評価及び基本事業評価とも完全実施とし、評価対象は次の各号による。

1. 事務事業評価については次のとおり。

①事前評価

平成22年度及び平成23年度に実施しようとする新規の事務事業。

②途中評価

平成21年度以前から実施されており、今後も事業計画が予定されている事務事業。

③事後評価

平成21年度に事業が終了した事務事業。

2. 基本事業評価については、平成21年度の事務事業を取りまとめ評価をする。

(評価方法)

第3条 評価は別紙の事務事業評価表（事前評価・途中評価・事後評価）及び基本事業評価表により、行うものとする。

本年度の評価スケジュールについては、別紙のとおりとする。

(改善)

第4条 前条の実施に伴い生じた問題点については、行政評価制度プロジェクトチームにおいて、本年12月から翌年1月を目処に検討するものとする。

平成22年度 行政評価スケジュール

項 目	期 日	備 考
行政評価プロジェクト会議	4月22日	新体制による年間スケジュール説明
総合計画の体系表の提出	5月 7日	21年度実績による評価の有無
事務事業評価表の提出 (途中評価・事後評価) (事前評価)	6月11日 各補正要求時・9月30日	財政課への提出期限
基本事業評価表の提出	6月30日	財政課への提出期限
1次評価の整理・確認 (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	7月16日 8月20日 10月22日	評価表提出後に各課へのヒアリング等を左記の期日までに実施します
2次評価 (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	7月30日～8月20日 10月20日～30日 10月20日～30日	評価機関による評価(2次評価)
評価結果の通知 (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	8月31日 11月19日 11月19日	各課へ評価結果を通知します ※評価結果の広報誌による周知
住民への公表 (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	9月30日 11月30日 11月30日	評価結果の公表(各支所及びホームページ)
3次評価 (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	12月1日～22日 1月4日～1月21日	住民から意見があったものについて再評価を行う
住民への再公表(2回目) (途中評価・事後評価) (基本事業評価) (事前評価)	1月30日	再評価した結果を再公表する